

事務連絡
平成19年8月2日

各都道府県・指定都市老人医療主管課（部） 御中
各都道府県・指定都市国民健康保険主管課（部） 御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合事務局 御中
各都道府県・指定都市・中核市老人保健事業担当課 御中
各都道府県介護予防事業担当課 御中
各都道府県・指定都市・中核市健康づくり担当課 御中

厚生労働省健康局
総務課生活習慣病対策室

厚生労働省老健局老人保健課

厚生労働省保険局
総務課医療費適正化対策推進室
総務課高齢者医療制度施行準備室
国民健康保険課

「各種健診等の連携についての考え方に関するQ & A」の送付について

各位におかれましては、健診事業等の円滑な運営にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年3月20日付け事務連絡において「各種健診等の連携についての考え方」をお示ししたところではありますが、その後、ご質問が寄せられていることについて、現時点での考え方を別紙「各種健診等の連携についての考え方に関するQ & Aについて」のようにとりまとめました。

平成20年4月から、各種健診の実施主体等が変更となり、今後の保健事業の実施体制等を検討するにあたり、参考としていただくとともに、貴管内市町村その他関係機関に対する周知について、特段のご配慮をお願いいたします。


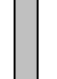
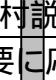
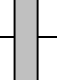

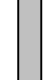
周知に当たっては、以下の点について配慮するよう、お伝え下さい。

1. 都道府県・市町村においては、別紙Q & Aを踏まえ、別添「各種健診等の連携についてのスケジュール」を参考にしながら、各種健診等の実施責任担当部署（国保・衛生・介護等の各部門）が連携し、平成20年度からの実施体制（人員配置・予算配分・実施方法等）について、早急に検討・整理を行うこと。
2. その際、可能な限り共同実施ができる体制づくりに努めること。

なお、別紙Q & Aを踏まえた検討・整理の過程で、別紙Q & Aの配布だけではなく、市町村の関係部門を集め説明等を必要と判断する都道府県においては、説明会等を適宜開催願います。

本件に関する照会あるいはご相談については、各地方厚生局の医療構造改革推進官までお願いいたします。

別添：各種健診等の連携についてのスケジュール（現時点で見えている範囲）

	国(本省・厚生局)	都道府県	市区町村
8月	8/1 事務連絡(QA)発出 8/6 都道府県会議(後期高齢者) 月末：概算要求・組織定員要求	QA集の関係者周知 関係部局での協議調整  市町村説明会の実施	QA集の確認 関係部局での協議調整(実施体制づくり) 
9月	都道府県からの照会・相談への対応等 健康局担当者会議(概算要求説明) 健康増進法施行規則公布	(必要に応じ)  各部局から予算化	各部局から予算化 
10月		市町村からの照会・相談への対応等	
11月	新通知等の公表		委託先との協議調整(同時実施等の) 
12月	予算内示		
1月	下旬：厚生労働担当部局長会議		
2月			契約等(条件・内容・方法等)のセット 
3月			
4月	法案・新通知等施行 旧通知等の廃止		各種健診等の事業開始